

令和6年度最高裁判所総合評価審査委員会（第1回） 議事概要

開催日及び場所	令和6年5月30日（木） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

議事1 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について  
鳥取地家簡裁庁舎新宮建築工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

コンクリートを大割のまま中間処分場へ搬出するにあたり、鉄筋をコンクリートから分別した後、その数量を把握することはかなり困難なことと思われる。概算で把握しているのであれば、大割で搬出してもそれほど問題にはならないのではないかと。

【事務局】

コンクリートに含まれる鉄筋であっても、有価物として現地裁判所に引き渡すことを求めており、そのことを踏まえていない点を問題としている。

【委員】

鉄筋は現場に残し、コンクリートのみを搬出するルールであるという理解でよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

有価物である鉄筋をコンクリートから分別して取り出すことは、大変手間がかかる作業と思われる。民間の工事においても鉄筋等の有価物は清算することになるが、解体業の関係者から依頼を受け、解体に関するアドバイスをを行った経験もあるところ、中間処分場で分別した鉄筋を現場に戻した後、買い取り業者に引き渡すという順序にすると、途中で鉄筋の紛失等が想定され、数量の把握に支障が出ることも受注者としての懸念事項であると理解した。

【委員】

騒音や振動に対する有効性は認められるものの、鉄筋の引き渡しの確認ができないことがルールに抵触するから不採用とするという判断は、やや自己矛盾のようにも思える。発注者として、鉄筋の分別の状況を常時確認することができない、或いは中間処分場で分別した際の報告内容が信用できない、若しくは信用できなくはないが他の現場の鉄筋と混在する可能性がある等の理由から、正確な数量が把握できないことを懸念しているという理解でよいか。

【事務局】

ご発言のとおり、中間処分場においては、受注者の管理状況の確認が容易でなく、他の現場の鉄筋が混在してしまうことへの懸念はある。それと合わせて、提案内容からは鉄筋に関する発注条件を満足していることが確認できず、契約後の協議や変更が想定されることから、不採用と判断したものである。

【委員】

引き渡し場所に関する協議が必要となることについて、中間処分場で分別した鉄筋は現場に戻す旨の記載があれば、不採用とはならないものと考えてよいか。

**【事務局】**

その記載があれば、異なる評価となった可能性はある。

**【委員】**

分別した鉄筋を現場へ戻す旨の記載があることで評価が異なる可能性があるということ踏まえ、条件提示の方法について工夫の余地があるものと考えているが、今回の評価結果について異論はない。

議事2 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO以外）の評価結果について  
鳥取地家簡裁庁舎新営電気設備工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

「より高い効果が期待できる」と評価することは相当ハードルが高く、これまで該当する提案はなかったものと認識しているが、今回の論点について、B者の提案は、A者の提案と比較して優劣する内容が混在していることから、総合的には同レベルと判断し「効果が期待できる」と評価したことについて異論はない。しかし、相当に優れた提案が出された場合には、「より高い効果が期待できる」と評価する事例も有り得るのではないかと考える。

**【委員】**

アンカーボルト引抜き試験の全数実施という提案について、品質の多少のバラツキは想定されるものの、全数実施するまでの必要性は低いものと考えている。そのうえで、全数試験を実施する場合の箇所数と、通常の場合に実施する箇所数について説明されたい。

**【事務局】**

全数試験の対象となる機器は、配電盤や直流電源盤等の盤類と発電機であり、アンカーボルトの数としては全部で約180箇所と想定される。通常の場合に行う確認は引抜き試験ではなく、目視での確認によることが標準仕様書において定められている。引抜き試験を行う場合もあるが、その場合は、あと施工アンカー協会の規定に基づき、1ロットあたり3本以上について試験を行うことが多い。

**【委員】**

引抜き試験を行うこと自体かなりレアなケースであり、まして全数について試験を行うということはかなり慎重な確認方法となるため、有効な提案と判断したものと理解した。一方で、過度な負担を要する提案とまでは言えないものと考えてよい。

**【事務局】**

通常の確認方法より精度の高い方法であるということに加えて、より幅広く確認できることから、効果が高い提案であると判断したが、過度な負担を要する提案とまでは言えないものと考えている。

**【委員】**

アンカーボルトを設置する時期と、その種類について説明されたい。

**【事務局】**

設備基礎の施工に合わせて設置することが想定されるが、一部についてはあと施工アンカーでの施工も想定される。

**【委員】**

コンクリート打設時には既に設置されているものと考えられるが、設備基礎への固定方法について説明されたい。

**【事務局】**

設備基礎の配筋に結束し固定することになる。

**【委員】**

引抜き試験の結果として仮に NG となった場合、コンクリートの問題に発展するのではないか。

**【事務局】**

建築工事において所要のコンクリート強度が確保されている前提でアンカーを設置することになる。また、あと施工アンカーについては、コンクリート強度に応じて選定することが標準仕様書に定められており、それに基づいて施工されるものとする。

**【委員】**

仮に NG となった場合、それがコンクリート強度に起因するものならば、それに応じた対応策をとる必要があり、抜本的で大がかりな対応が求められることにならないか懸念するものである。

**【委員】**

仮に NG となった場合、仕様書においてあと施工アンカーの使用は認められているのか確認したい。

**【事務局】**

電気設備の標準仕様書において、あと施工アンカーの使用は認められていることから、仮に NG となった場合、あと施工アンカーで施工し直すことは可能である。

**【委員】**

その場合のアンカーは、金属系アンカーと接着系アンカーのどちらになるのか説明されたい。

**【事務局】**

必要な性能が確保できれば、金属系及び接着系のいずれを使用しても問題はないが、一般的には発電機等の重量機器については接着系アンカーを、分電盤等の比較的軽量の機器については金属系アンカーを選択する例が多い。

**【委員】**

NG となった場合でも対応方法はあるということであれば、全数試験を行うことの堅実さと合わせて、有効と評価できるものとする。

議事3 総合評価落札方式技術提案評価型 S 型 (WTO) の評価結果について  
最高裁庁舎機械設備改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

提案してきた2者のうち、B者は技術提案に関する提案項目は提出することなく標準案で参加するという状況について、WTO案件という大きな工事である割に、申請者としての意欲が感じられず、欠格としてもよいのではないかと考える。仮に参加者がB者のみの1者入札となった場合、その入札を不調とするというルールにはなっていないことは認識しているが、工事内容の検討が不十分な会社が受注した結果、発注者が求める品質との間に乖離があった場合、それは仕方のないことは言い切れないのではないかと考える。

**【事務局】**

B者の提案は、総合評価のルールにおける最低限の基準をクリアした内容であり、欠格にはできないものである。ただし、今後の入札において、かなり低い金額で応札してくることも予想され、その場合は施工体制確認における査定により、更に点数の開きが生じるものとする。

**【委員】**

提案内容で競うことなく、評価点の差分を価格で挽回するという方法を排除することも総合評価の目的の1つであり、その点からするとB者の姿勢は問題のある事例の1つと考える。

**【委員】**

以前にも類似した提案事例があったことから、施工計画については標準案での参加を認めないこととしたが、今回の事例は、欠格にならない最低限の提案をしてきたものと想定される。総合評価の趣旨からすると適切とは言えない事例であり、例えば評価点が0点の場合は点数上のペナルティーを科すなどの厳しい対応があってもよいのではないかと考える。

**【事務局】**

ご意見について、他省庁の動向も留意しつつ、今後の参考とさせていただきたい。

**【委員】**

今回の事例は、会社の姿勢として標準案で実施するという意思表示でもあり、工事の品質への影響が懸念される場所であるが、その点における発注者としての対応について説明されたい。

**【事務局】**

評価結果としては標準案程度ということになるが、そのことにより何らかの課題を科すということはない。あくまでも、設計図書や仕様書に基づく標準案として必要な品質を求めつつ、適切な施工監理を行っていくことになる。

**【委員】**

配置予定技術者については、何らかの評価を行うことになるのか。

**【事務局】**

配置予定技術者としての資格審査は行うが、WTO案件であることから評価項目として点数化することはない。

**【委員】**

最高裁判所の工事として、事実上価格のみの勝負で落札した会社が施工することで何らかの問題が発生し、業務に支障が生じるということは避けなければならない。仮に何らかの問題が発生した場合、受注者の選定方法における相当性が問われ、そのことにより裁判

所が責めを負うことも考えられる。他の発注機関での事例として、審査過程における委員の責任について厳しく問われた経験があることから、このような提案が出された場合の判断について、今後の課題の一つと考える。

**【事務局】**

ご意見について、今後の参考とさせていただきたい。

**【委員】**

これまでも、申請者僅少が入札における問題の1つと聞いているところ、この案件について何らかの対策を行ったのか確認したい。

**【事務局】**

この案件について、通常の公告以外に何か特別な対策をしたということはない。あくまでも通常の工事公告を行い、その結果として2者からの申請があったものである。

**【委員】**

これまでも、高裁発注の工事において、事前の広報活動に関する報告があったものと記憶しているが、恒常的に実施することも可能ではないか。これまでも、申請者僅少の対応に苦慮してきた経緯を踏まえ、検討してもよいものとする。

**【事務局】**

申請者僅少の要因として、技術者の確保が困難という事情も聞いているところであり、ご意見について、今後の参考とさせていただきたい。

(議事終了)